

▽取組事例名	参画と協働の郷（くに）づくり ～住民自治の推進～	▽取組期間	平成17年度～ （継続中）
		▽市町名	伊予市

▽取組概要
<p>少子・高齢化及び過疎化の急速な進行、地方分権の推進など、厳しい社会情勢の中、市民と行政が対等の立場で相互に補完し合う協働のまちづくりが求められている。</p> <p>そのような中、当市では総合計画及び自治基本条例に「住民自治の推進」を明確に位置付けることで、住民と行政の相互にメリットのある地域改革を進めている。</p>

▽取組みの背景
<p>地域経済の低迷に伴う税収の減少や地方分権の推進による交付税・交付金の削減等に対応するため、当市の財政は今後もさらなる縮減が求められている。また中山間地域や周辺部においては、少子・高齢化及び過疎化が深刻な問題となっており、これまで集落単位で当たり前に行ってきた道路や河川の管理や祭事を中心とした交流活動などの地域活動が困難となる地域が増加しており、集落の存続そのものが危惧される地域も散見される。</p> <p>そうした背景を受け、住民自らが自分たちが住んでいる地域の課題を認識し、自らの選択と決定により地域の課題解決に向けた取り組みを行うことで、行政出資をより有効にするとともに、自らが住む地域に誇りと自信を持ってもらうことが求められている。</p>

▽取組みの狙い・具体的内容
<p>（取組みの狙い）</p> <p>住民自らが地域の将来の方向性を選択・決定することで、より効率的で満足度の高い、自立型の地域運営を将来にわたって継続的に行ってもらうことを目的に「住民自治の推進」「住民自治組織の育成支援」に取り組んでおり、取組みの手法として「モデル地区」を設定し、重点的な支援を行うことで市内全域の住民自治推進の目標事例及びけん引役に位置付け、将来的に市内全域への住民自治の波及・推進を目指している。</p>
<p>（具体的内容）</p> <p>平成17・18年度 伊予市総合計画策定審議会参画・協働分科会において、伊予市自治基本条例（素案）の検討</p> <p>平成18年度 伊予市総合計画策定審議会より「伊予市自治基本条例」制定に関する答申</p> <p>平成18年度 第1次伊予市総合計画の策定</p> <p>平成19年度 伊予市中山町佐礼谷地区を住民自治組織モデル地区に指定</p> <p>平成20年度 伊予市初の住民自治組織である「住民自治されだに」発足</p> <p>平成21年度 伊予市自治基本条例の施行</p> <p>平成22年度 伊予市協働推進拠点施設条例の施行</p> <p>平成22年度 伊予市中山町の取組み支援のため、地域おこし協力隊の招へい</p> <p>平成23年度 伊予市双海町の取組み支援のため、地域おこし協力隊の招へい</p>

▽取組みを進めていくなかでの課題・問題点（苦労した点）
<p>協働に向けた住民と行政との役割分担を検討するうえで、旧来から残る行政依存の傾向・体質から脱却し、地域住民が主体となって地域の存続、地域課題の解決に取り組むための体制の構築・意識の醸成が非常に困難であった。</p> <p>また、住民自治の推進に当たっては、地域リーダーの存在が非常に重要であり、地域住民を取りまとめ、積極的に行動することができる人物の選出、育成が大きな課題である。</p>

☆工夫した点

モデル地区での事業推進に当たり、地元住民との「信頼関係」を築くことを第一に考え、真摯且つ積極的に地域貢献をする姿勢を示し、十分に議論を交わすことで役割分担について理解を得、結果、行政依存体質の払拭につながった。

また、住民自治の推進状況や地域づくり活動の様子について、広報紙やインターネットを通じて地域内外に積極的に情報発信を行い、住民や参画者の士気を高めて今後の取り組みにつながるように心掛けた。

▽取り組みの効果

モデル地区である伊予市中山町佐礼谷地区の効果として、今までは行政主導による受動的な傾向があったが、住民自らが企画し行動することで、参画意識や事業への思入れ等が強くなり、終了後の達成感や次の取り組みへのステップアップにつながっている。

また、住民自治組織発足後、若者の地域活動への参画がめざましく、地域内外イベント、環境保全活動、特産品開発など多角的な取り組みが展開されている。これは、年令別部会体制の構築や活動の場が拓かれたことが功を奏したと思われる。

なお、若者による遊休農地を活用した取り組み（若者が農業者の手ほどきを受けながら、作付・管理・収穫を実践。子どもたちの農業体験交流やイベントでの加工販売、学校給食への納品などの循環的な活動）及び大学生による農作業のボランティア活動（堆肥化に向けた河川のヨシ刈り、運搬作業）などの環境保全活動が認められ、平成23年度には「中国四国農政局長最優秀賞」に選ばれた。

▽住民（職員）の反応・評価

住民自治の推進を行う中、上記のような効果が見受けられるが、未だ住民自治組織の活動が地域全域に浸透をしていない状況があることから、地域内での温度差を生まないよう一層の情報共有・情報交換を図りながら、取り組みを進める必要があると考える。

また、他地域への波及・拡大を行って行くうえでは、それぞれの地域の歴史・現状等についてしっかり把握し、実情に見合った事業推進を図るべきである。

☆取り組み効果を踏まえたフォローアップ

モデル地区での取り組み経緯・成果を踏まえ、住民自治の更なる推進を目指し、下記のとおり推進体制の強化を図った。

○協働推進拠点施設の整備

伊予市自治基本条例第25条第1項の規定に基づき「伊予市協働推進拠点施設条例」を制定・施行し、中山地域事務所、双海地域事務所、佐礼谷支所、下灘支所を自治支援センターに位置付け、担当職員が住民自治組織の結成支援、住民自治の情報提供等の支援を行うこととした。

○地域おこし協力隊の導入

住民自治の推進に当たり、地域おこし協力隊制度（都市住民など地域外の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域力の維持・強化を図る制度）により地域外から専門的識見を有する人材を受け入れ、積極的な支援を行うこととした。（中山・双海地域に1名ずつ着任）

☆将来的な構想のほか、他団体へのアドバイス

行政機能の低下、地域課題の複雑多様化等に対応するため、「住民自治」の確立は必要不可欠であり、行政と地域住民との相互理解のもと、しっかりとコンセンサスを図りながら、市内全域への拡大に向け、取り組んでいかなければならないと考えている。

事業推進に当たっては、前述のように、「行政依存体質からの脱却」・「地域リーダーの育成」・「自主財源の確保」など、数多くの課題や困難が生じることが想定されるが、本市自治基本条例に掲げる基本理念を念頭に、国や県の支援制度の精力的な活用、他自治体の先行事例の研究・検証を通じ、活力ある地域の創造に努めていくものである。